

現場ニーズと技術シーズのマッチング
＝新技術の現場試行＝

募集要領

令和2年11月

新技術活用評価検討部会

1. 募集概要

1. 1 現場ニーズと技術シーズのマッチングの目的

国土交通省では建設現場の生産性向上に向けて、開発段階にあり、実用化されていない新技術の現場導入を推進するため、現場ニーズと開発者等の技術シーズのマッチングによる現場試行に取り組んでいます。

本募集は、「i-Construction 推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の目的である革新的な技術の現場導入や生産性が高く魅力的な新しい建設現場の創出において、「新技術の発掘」や「企業間連携促進」を推進するため、建設現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）を募集するものです。

応募された技術については、マッチング会議、現場照会を実施した上で、現場試行の可否を判断します。

1. 2 スケジュール

(1) 募集及び選定

令和2年12月4日	募集〆切
令和2年12月中旬	応募資料に関するヒアリング（適宜、実施予定）
令和3年1月中旬	応募技術の選定結果通知

(2) 新技術展示等（選定された場合）

令和3年2月15日～19日	新技術展示
令和3年3月上旬	マッチング会議

(3) 現場試行等

令和3年3月下旬	現場照会（個別調整）
令和3年4月下旬	現場試行の選定結果通知

2. 現場ニーズと技術シーズのマッチングの募集技術テーマ

北海道開発局が求めるニーズに対応する技術とします。

募集テーマの背景と求める効果の概要は、別紙「令和2年度 募集テーマ一覧」より確認してください。

3. 応募方法等

3. 1 応募要件

応募技術は、以下の要件を満足する技術とします。

- (1) 開発段階にあり、実用化されていない技術。
- (2) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術であること。
なお、以前登録されていた技術は、改良点を明確にすること。
- (3) 現場試行後、NETIS 登録の意思があること。
- (4) 審査・選定の過程において、審査・選定に係わる者（事務局等）に対して、技術の内容を開示しても問題がないこと。
- (5) 公共事業等に活用する上で、関係する法令に適合している技術であること。
- (6) 選定された技術については、技術内容および試験結果データ等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

- (7) 特許権等の権利について問題が生じないこと。
- (8) 「**3. 2 応募者及び共同開発者**」を満足すること。

3. 2 応募者及び共同開発者

- (1) 応募者は、自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」及び「大学等の研究機関」を対象とし、以下の条件を満足するものとします。
 - ・ 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「大学等の研究機関」とします。

3. 3 応募期限及び提出先

下記期限までに、メールにて応募書類を提出してください。データサイズの合計が20MBを超える場合は、電子媒体（CD-R）とし、郵送により提出してください。

提出期限：令和2年12月4日（金）必着

提出先：北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用係

〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

メールアドレス：hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp

3. 4 応募書類

以下の応募書類（技術的事項の確認に要する添付資料を含む）を提出してください。なお、応募書類は日本語で作成してください。

- (1) 様式-3 現場ニーズと技術シーズのマッチング申請書
- (2) 様式-4 技術概要書
- (3) 様式-5 現場試行希望調書

※応募書類の受理後は原則として書類の差し替え及び再提出は受け付けられません。

3. 5 応募書類の受理

応募書類を受理した場合は、その旨メール等にて返答します。応募書類をはじめ、提出された資料はお返ししませんので、予めご了承ください。

なお、応募要件を満たさない場合、又は提出された応募書類に不備がある場合は、受理できません。

3. 6 機密の保持

応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書の開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものに限り、開示対象となる場合がありますので予めご了承ください。

応募書類については、事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

4. 審査・選定

4. 1 審査・選定方法

応募技術の審査・選定、マッチング会議への参加依頼については、次項「4. 2 審査・選定基準」により主催者にて行います。応募資料の審査・選定結果により、マッチング会議に参加いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

なお、選定時の議事録につきましては非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じられませんので予めご了承ください。

4. 2 審査・選定基準

以下の視点から総合的に審査し選定するものとします。

(1) 募集技術テーマ及び本要領「3. 1 応募要件」に適合していること。

(2) 応募方法、応募書類の記入内容に不備がないこと。

※提出された応募書類で不明な箇所がある場合は、ヒアリング等の実施や追加資料の提出を依頼することがあります。

4. 3 審査・選定結果の通知

審査・選定結果につきましては、結果を問わず応募者に対して通知するほか、選定された企業につきましては、新技術名、企業名等を北海道開発局のウェブサイト等で公表します。

なお、電話などによる、審査・選定結果の問合せには応じられませんのでご了承ください。

5. マッチング会議

応募書類及びヒアリング等により上記「4. 審査・選定」を実施した結果、ニーズとシーズのマッチングの可能性があると判断された応募技術については、マッチング会議への参加依頼を行います。マッチング会議では、提案されたシーズの内容やニーズに対する課題解決の手法についてプレゼンテーションを行っていただきます。併せて、現場試行にあたり想定し得る課題の討議を予定しています。

なお、マッチング会議は令和3年3月上旬に開催予定です。

6. 現場試行選定結果の通知

6. 1 選定結果の通知

マッチング会議終了後、個別調整の上、シーズとして選定された技術については、結果を問わず応募者に対して選定結果を文書にて通知します。共同開発者に対しては選定結果の通知は行いません。

6. 2 選定結果の公表

選定された技術は、北海道開発局ウェブサイト等で公表します。

6. 3 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。

(2) 選定の通知を受けた者が、虚偽・誇大表示・他の技術の中傷表示、その他不正な手段に

より選定されたことが判明したとき。

- (3) 他の技術の知的財産権の侵害が判明したとき。
- (4) 法律に基づく処罰等又は係争が生じたとき。
- (5) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

7. 現場試行

7. 1 現場試行

シーズとして選定された技術は、北海道開発局直轄の工事での試行を予定しています。また、現場試行にあたっての安全管理、地権者等との調整については、原則として、全て応募者の責といたします。

7. 2 現場試行時期

試行時期は、マッチング会議を経て現場照会を行った後、別途通知します。

7. 3 現場試行における各種検討

現場試行にあたり NETIS 登録を想定した評価指標、要求水準、試験及び調査方法等を検討していただきます。

7. 4 結果の検証・報告

現場試行完了後、結果について報告書を作成し、「3. 2 応募期限及び提出先」に記載の提出先まで提出してください。なお、提出された報告書は、北海道開発局ウェブサイト等で公表させていただきます。

8. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、マッチング会議の参加費用、現場試行の実施等に関する費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 現場試行以外に、ニーズを解決するために必要な調査・試験等に係る費用は、応募者が負担するものとします。
- (3) 国土交通省関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は国土交通省で負担します。

9. その他留意事項

- (1) 本募集は、応募技術に対してマッチング会議及び現場試行の実施を約束するものではありません。
- (2) 応募書類は、マッチング対象技術の審査・選定のためにのみ利用し、審査・選定作業以外の無断使用はいたしません。
- (3) 応募者については、本募集要領の各事項内容を承諾したものとします。

10. 問合せ先

本募集に対する問合せは、下記までメールまたは電話にて日本語でお願いします。

〒060-8511

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用係

TEL : 011-709-2311 (内線5652)

メール : hkd-ky-netis2@gxb.mlit.go.jp

受付時間 : 10:00～17:00 (土日曜、休祝日除く)